8. 飼養動物の愛護・管理

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護の気風招来及び動物による人への危害防止を図るため、動物の愛護及び適正な管理の普及啓発事業の実施、動物取扱業の規制、周辺環境の保全及び動物による危害防止に掛かる措置、飼い主責任の確保に係る措置、虐待・遺棄の防止等を推進しています。

また、平成20年6月には、愛がん動物の健康を保護し動物の愛護に寄与するため、ペットフードの安全性の確保を図る「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立しました。

動物の愛護及び管理に関する法律

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の虐待防止や適正な取り扱い方などの動物愛護に関する事項及び動物の管理に関する事項が定められています。

基本原則

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう基本原則で定めています。

動物の飼い主等の責任

動物の飼い主等は、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。また、動物による感染症について正しい知識を持つとともに、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければなりません。

動物取扱業者の規制

動物の販売、保管、貸出、訓練、展示を業として行う者に対し都道府県知事等への登録義務が課せられています。また、都道府県知事等は、施設や動物の取り扱いについて問題がある場合、改善するよう勧告・命令をすることができ、悪質な業者には業務停止命令等をすることができます。

周辺の生活環境の保全に関わる措置

多数の動物を飼うことによって周辺の生活環境が損なわれている場合、都道府県知事等がその飼い主に対して必要な措置をとるように勧告・命令をすることができます。

特定動物（危険な動物）の飼養規制

国が定めた危険な動物を飼う場合は、法律に基づき都道府県知事等の許可を受ける必要があります。また、飼い主はマイクロチップなどで動物の個体識別ができるようにし、動物が脱出できない構造の飼養施設を設けるなどきちんと管理しなくてはいけません。

国や地方公共団体の取組

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、毎年9月20日から26日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体ではその趣旨にふさわしい行事を実施しています。また、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本指針を、都道府県知事は推進計画を定めます。都道府県知事等は動物愛護推進員の委嘱、動物愛護に関する団体等と協議会を組織することができます。

罰則

愛護動物（＊）のみだりな殺傷、遺棄・虐待等について、罰則が規定されています。

（＊）愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、その他人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

アメリカで有害な原料を含むペットフードによって多くの犬や猫の健康被害が発生したこと等を受け、ペットフードの安全性の確保のために「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が平成20年6月に成立しました（施行は平成21年6月）。

この法律では、犬・猫用のペットフードの基準・規格を設定し、これらの基準・規格に合わないペットフードや有害な物質を含むペットフードの製造、輸入、販売を禁止します。問題が発生した場合は、国は事業者に対して製品の回収、廃棄等を命じることができます。悪質な業者に対する罰則も規定されています。